

報道機関各位

令和7年4月21日

空家等の発生抑制および解消を図るため、 専門家団体等と空家等対策の 相談事業等に関する協定を締結しました

市は、市内の空家等の発生抑制及び解消を図ることを目的とし、専門家団体等と連携・協力し、空家等の売却・賃貸・適切な管理・利活用等に関する相談事業等を実施するため、令和7年3月21日に下記の団体等と協定を締結しました。

このことを広く周知したく、ぜひ、貴媒体での告知および取材・掲載方、お願いいたします。

記

■協定締結団体等

- ▶ 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第十一ブロック
- ▶ 東京都行政書士会立川支部
- ▶ 東京司法書士会・東京司法書士会府中支部
- ▶ 特定非営利活動法人空家・空地管理センター



▲協定締結団体等の皆さまと市長(中央)。

問い合わせ

国立市まちの振興課コミュニティ・市民連携係
042-576-2111 (内線) 193